1、厚生労働大臣の定める基準によるもの

① 通所リハビリテーション費(1割負担の場合)

所要時間	基本料金				
771安时间	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1時間以上2時間未満でご利用の方	329 円/日	358 円/日	388 円/日	417 円/日	448 円/日
2時間以上3時間未満でご利用の方	343 円/日	398 円/日	455 円/日	510 円/日	566 円/日
3時間以上4時間未満でご利用の方	444 円/日	520 円/日	596 円/日	693 円/日	789 円/日
4時間以上5時間未満でご利用の方	508 円/日	595 円/日	681 円/日	791 円/日	900 円/日
5時間以上6時間未満でご利用の方	576 円/日	688 円/日	799 円/日	930 円/日	1060 円/日
6時間以上7時間未満でご利用の方	667 円/日	797 円/日	924 円/日	1076 円/日	1225 円/日
7時間以上8時間未満でご利用の方	712 円/日	849 円/日	988 円/日	1151 円/日	1310 円/日

各種加算

	50	円/日
I)	330	円/月
Ⅱ)開始日から6月以内	850	円/月
開始日から6月超	530	円/月
Ⅲ)開始日から6月以内	1120	円/月
開始日から6月超	800	円/月
Ⅳ)開始日から6月以内	1220	円/月
開始日から6月超	900	円/月
ア月以内の場合	110	円/日
算 開始日から起算して3月以内	2000	円/月
開始日から起算して3月超6月以内	1000	円/月
	12	円/日
	20	円/日
	100	円/日
3月以内のご利用者で月2回まで	150	円/回
6月に1回まで	5	円/回
3月以内のご利用者で月2回まで	150	円/日
	18	円/回
	12	円/回
	16	円/回
	20	円/回
	24	円/回
	28	円/叵
	II)開始日から6月以内開始日から6月起 III)開始日から6月起 III)開始日から6月起 IV)開始日から6月以内開始日から6月起 IV)開始日から6月起 IT 月以内の場合 算開始日から起算して3月以内開始日から起算して3月以内の開始日から起算して3月起6月以内	II)開始日から6月以内 850 開始日から6月起 530 III)開始日から6月起 530 III)開始日から6月起 800 III)開始日から6月起 800 IV)開始日から6月起 900 F月以内の場合 110 算開始日から起算して3月以内 2000 開始日から起算して3月起6月以内 1000 12 20 100 3月以内のご利用者で月2回まで 5 3月以内のご利用者で月2回まで 5 150 18

② 予防通所リハビリテーション費(1割負担の場合)

要介護度	基本料金
要支援 1	1712 円/月
要支援 2	3615 円/月

各種加算

2 -1	リハビリテーションマネージメント加算		330	円/月
-2	運動器機能向上加算		225	円/月
-3	栄養改善加算		150	円/月
-4	栄養スクリーニング加算	6月に1回まで	5	円/回
-5	口腔機能向上加算		150	円/日
-6	サービス提供体制強化加算	要支援 1	72	円/月
		要支援 2	144	円/月
-7	生活行為向上リハビリテーション実施加算	開始日から起算して3月以内	900	円/月
		開始日から起算して3月超6月以内	450	円/月

介護職員処遇改善加算皿	利用料に対し1.9%の額を算定

2、その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるものの他に以下の費用がかかります。

食事の提供に要する費用		550 円/食
日常生活上必要となる諸費用(おむつ等)		使用した物品の実費分
レクレーション材料費		使用した物品の実費分
通常の事業の実施地域以外の地域に係る送迎の費用	片道15km以下の場合	200 円/日
	片道15km以上の場合	500 円/日

通常の実施地域とは、加賀市箱宮町、新保町、吉崎町、熊坂町、山中温泉栢野町までとしております。